

納税環境整備に関する専門家会合（第2回）終了後の記者会見議事録

日 時：令和2年10月16日（金）12時14分

場 所：財務省第3特別会議室

○記者

それでは、冒頭に御発言があるとのこと、よろしくお願いします。

○中島主税局税制第一課企画官

税制一課企画官の中島と申します。よろしくお願いします。

今日の専門家会合で、先般の第1回会合において、日本商工会議所、新経済連盟、それぞれお招きをしまして、ヒアリングを実施しました。それを踏まえたところで、今回は税務手続の電子化や記帳水準の向上に向けた取組について、事務局から御説明をしつつ、委員の皆様にご議論いただきました。

委員の皆様からは、電子帳簿保存制度の見直しや、記帳水準の向上、その他様々な点からの御意見を頂戴したところです。

今回の専門家会合は、岡村座長から御発言があったとおり、一つは課税実務をめぐる環境変化への対応、もう一つは税務上の署名、押印、対面原則の見直しについて議論させていただくことになると考えています。

○記者

前回の会見のときにも、今後のスケジュール感は具体的には言えないとおっしゃっていたのですが、今日、改めてお伺いしますが、あと何回ぐらい開催して、意見をまとめるというのは、先生方の御意見を網羅的に提案としてまとめられるというイメージでいいのか、2点お伺いさせていただきます。

○中島主税局税制第一課企画官

今日現在も今後のスケジュールは未定でして、次回、先ほど申したテーマを取り上げます。ですので、もう一回以上は、取りまとめのための機会が必要になると考えていますが、いつまでに終わるのかというところは、未定です。

また、取りまとめ方というか、総会への報告の仕方についても、基本的に未定なのですが、これは先般も岡村座長から御説明があったとおり、きれいに整理してというよりは、実際に各委員の皆様から御発言のあったものを列挙するという形で、そのまま総会に御報告するといったお話が前回あったところです。

○記者

こちらの不勉強で大変恐縮なのですが、今の御説明の中のスキャナー保存制度のところ、これは定期検査まで保存しておけばいいものだという御説明があったかと思うのですが、委員の方からの御発言もありましたが、資料「実2-3」の中では、青色申告、白色申告のところで、7年間は紙で取っておかなければいけないということがあったと思います。私の不勉強なのかもしれないのですが、その辺りの整合性。ど

う違うのかお教えいただけますか。

○中島主税局税制第一課企画官

所得税法の規定から言うと、7年間保存するという形になっています。それは紙を前提とした規定になっているのですが、スキャナー保存制度は紙を一定の条件の下で保存しなくていい。その代わりにスキャナー画像を保存します。スキャナー保存は、紙の保存に代わる制度です。そうすると、先ほど御指摘があったように、定期検査まで紙は取っておいていただきますが、その後、破棄していただいて、以後はスキャナー画像を保存しておいてください。それは7年間という形になります。

○記者

今日話題になったスキャナー保存などの際の条件とか、手続とか、あるいは紙の保存の話も含めて、先日の規制改革の会議でも河野大臣との様々なやり取りがあったかと思えます。今日もまさに話題になっていたと思うのですが、その簡素化、その辺りを今後どのように進めていくのかというのは、政府税調なのか、それともよりスピーディーに何か進めていかれるのか、その辺りの取り組み方について、お考えを伺えますか。

○中島主税局税制第一課企画官

これは別にスキャナー保存に限った話ではないのですが、政府税調は単年度の年度改正の具体案を検討するというよりは、幅広く税制における様々な問題を御議論いただくところでありまして、他方、税制改正、年度改正につきましては、今後、与党の税制調査会等で御議論、御検討されていくというのが例年の流れです。ですので、政府税調では、先般は実務家あるいは中小企業者団体、そういったところの実情をヒアリングしつつ、税制上の考え方、論点の整理を今日行ったところですので、そういったものを踏まえたところでの政府税調としての意見、専門家会合としての意見をまず総会に御報告して、それを受けて総会で取り上げることになろうかと思えます。

[終了]